

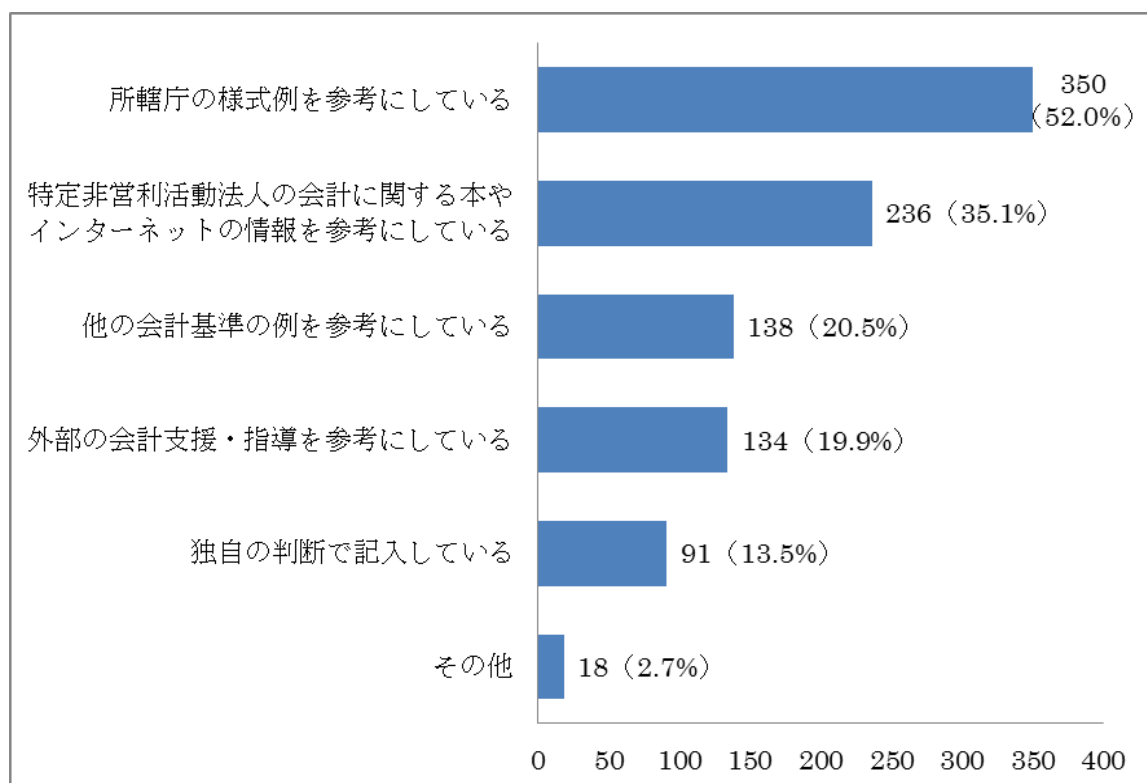
5. 計算書類の状況

(1) 勘定科目の取扱い (Q11 複数回答あり)

勘定科目の取扱いの状況を見ると、「所轄庁の様式例(※)を参考」が350法人(52.0%)と最も多く、以下「本やインターネットの情報を参考」が236法人(35.1%)、「他の会計基準の例を参考」が138法人(20.5%)、「外部の会計支援・指導を参考」が134法人(19.9%)、「独自の判断」が91法人(13.5%)であった。前述の「3.(1)会計処理の方法について」(P14)において最も多かった会計処理方法は「NPO法人会計基準」であるが、勘定科目は所轄庁の様式例によるものが最も多かった。

「その他」の回答の中には、「会計ソフトの科目どおり」(7法人)や「NPO法人会計基準を参考に」(1法人)等があった。

※「所轄庁の様式例」とは、内閣府作成の「特定非営利活動法人の設立及び管理・運営の手引き」や、これに類する各都道府県作成の特定非営利活動法人に関するマニュアル等に記載のある会計に関する様式例・記載例(収支計算書など)のこと。

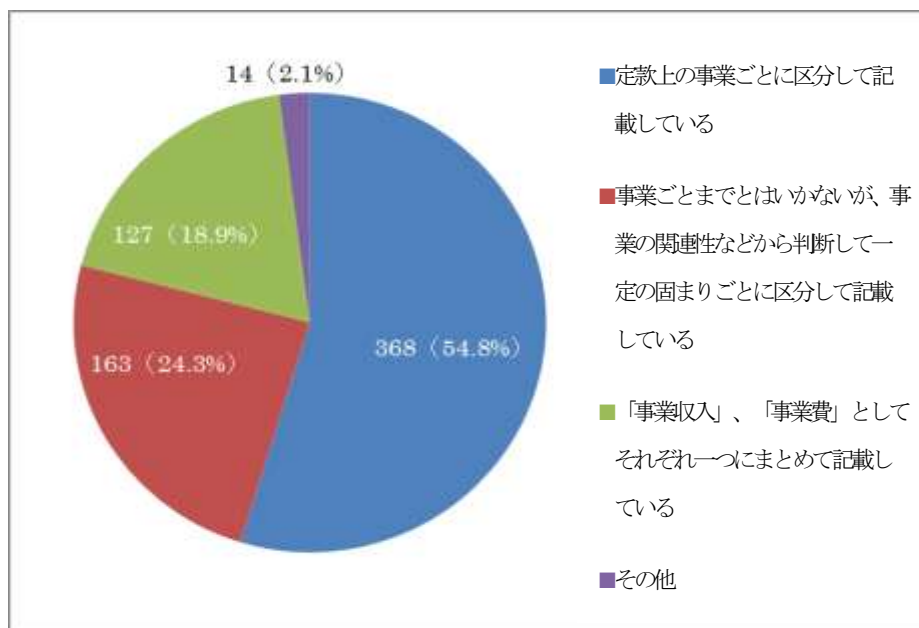


(n=673)

(2) 事業収入・事業費の記載方法 (Q12)

事業収入及び事業費の記載に関しては、「定款上の事業ごとに区分」と「一定の固まりごとに区分」をあわせて 531 法人と 79.1%を占めており、所轄庁の様式例に基づいて、又は準じて記載を行っている現状がうかがえる。

「その他」の回答の中には、「事業収入自体がない」(4 法人) や「定款の事業をさらに細かく記載」(1 法人) 等があった。



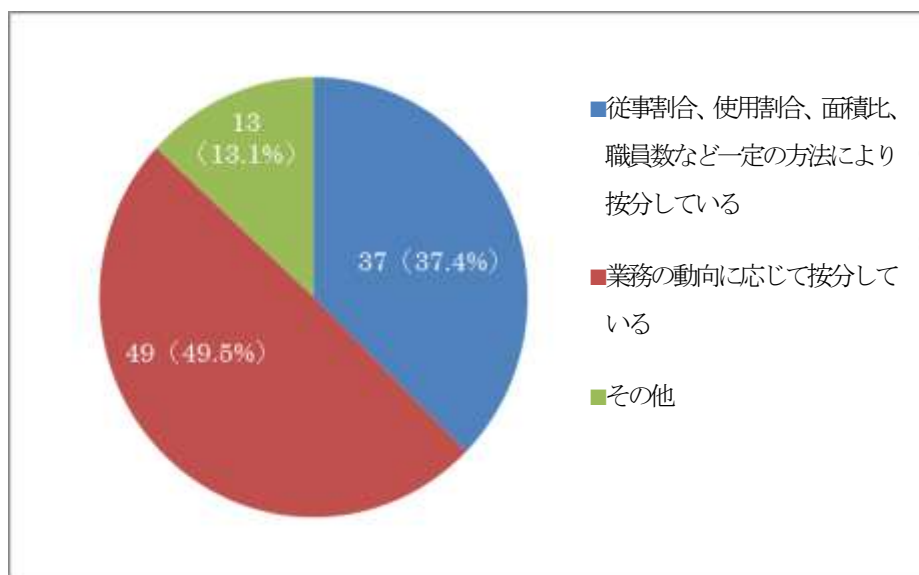
(n=672)

(3) 区分経理について

○共通経費の按分 (Q14)

特定非営利活動事業とその他の事業に共通的な経費がある場合の処理方法に関しては、前述の「1. (3)「その他の事業」の実施状況」(P4)において「行っている」と回答した99法人のうち、「業務の動向に応じて按分している」が49法人(49.5%)、「一定の方法により按分している」が37法人(37.4%)であり、従事割合など一定の方法に基づくよりも、その時々業務の動向を勘案して按分している法人の方がやや多い結果となった。

「その他」の回答の中には、「按分する経費が存在しない」(3法人)や「税理士に相談」(1法人)等があった。

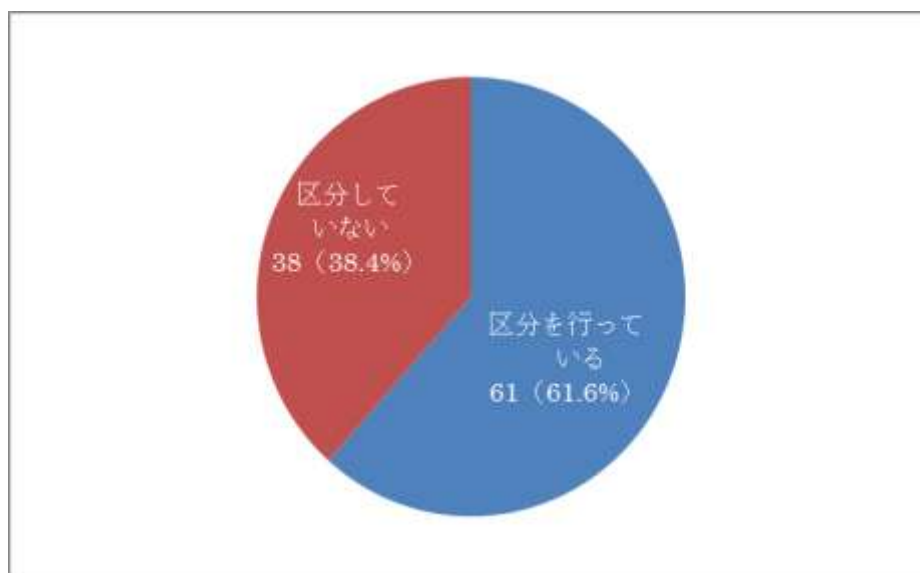


(n=99)

○貸借対照表における区分表記（Q15）

前述の「1.（3）「その他の事業」の実施状況」（P4）において「行っている」と回答した99法人のうち、特定非営利活動事業とその他の事業との貸借対照表における区分表記を行っている法人は61法人（61.6%）であった。

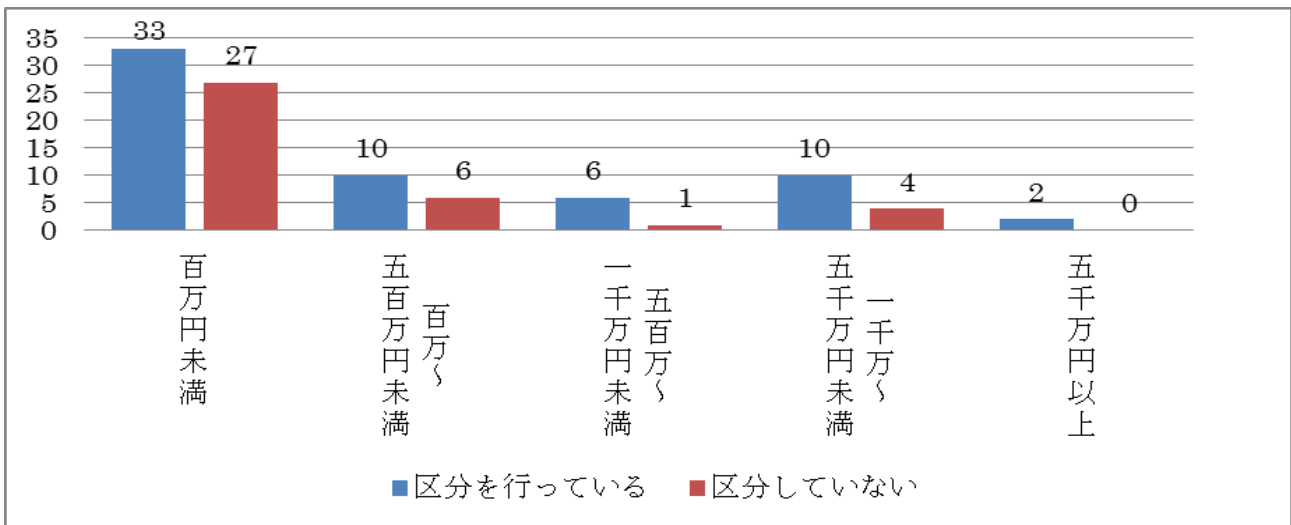
また、標本数は少ないものの、その他事業の収入規模が大きくなるにつれて、区分表記を行う法人の割合が増える傾向が見られた。



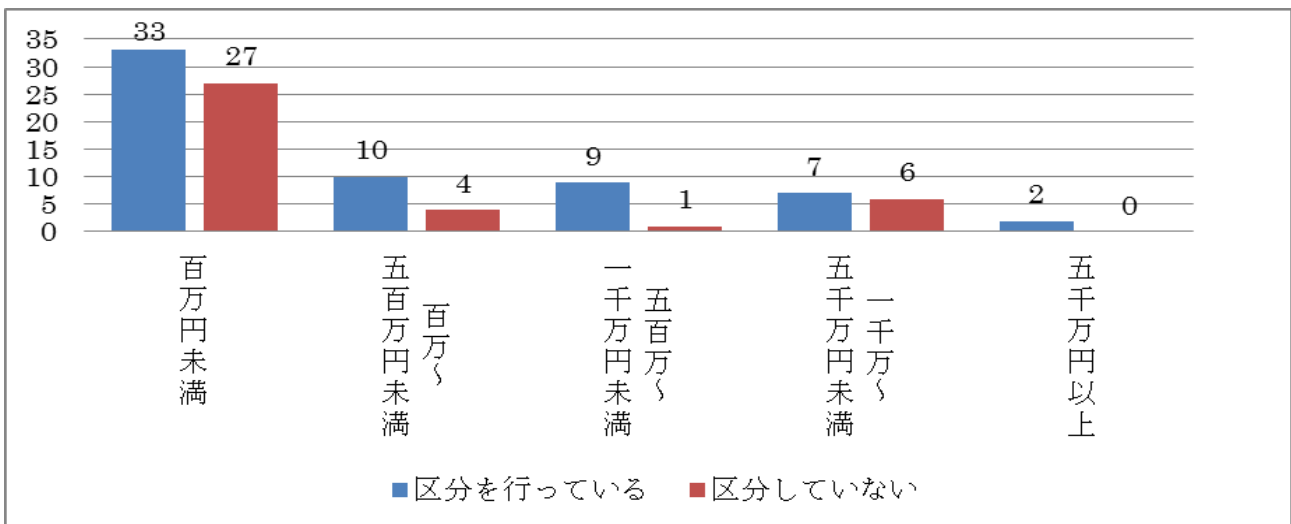
(n=99)

※その他事業における収支ごとの状況（数字は法人数）

【収入】



【支出】



【収支差額】

